

項 目	海外事業者による届出事業者届出の可否について
1 内容	<p>当社は、外国（日本国外）に籍を置く企業（製造メーカ、販売会社等）である。先日海外で開催された展示会で日本の輸入業者と商談をした際、日本の業者から電気用品安全法（以下、電安法という。）に係る法手続き一切を当社が行ってPSE表示をするならば、製品を日本で販売してくれるということであった。</p> <p>日本で当社の製品を販売したいので、電気用品安全法の届出事業者（輸入事業）になるための手続き方法を知りたい。</p>
2 回答	<p>海外に籍をおく事業者は電安法の輸入事業者には該当せず、電安法上の義務は課せられません。</p> <p>電安法の輸入業者に該当するのは、</p> <ul style="list-style-type: none">・日本国内に居住する個人、又は・日本国内で商業・法人登記している事業者（製造事業者又は輸入事業者）に限られます。 <p>電気用品を輸入して販売するためには、電安法の規定により、電気用品輸入事業開始の届出（法第3条）を行なって、定められた義務（法第8条、第9条、第10条等）を履行しなければなりません。</p> <p>なお、海外事業者は、日本の輸入事業者が課せられた義務を履行するための支援を行うことが妨げられるものではありません。</p>